

会計年度任用職員（心理担当支援員）募集案内

（令和 7 年度採用）

令和 7 年 4 月から、みやま市役所で会計年度任用職員として働く方を募集します。任用の詳細については、募集案内を確認して、別添の会計年度任用職員申込書により申し込みください。

採用条件

地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・みやま市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

申込期間

令和 7 年 2 月 28 日（金）まで（閉庁日・閉庁時間を除く）【必着】

申込み手続き

『会計年度任用職員申込書』と『応募資格が証明できる書類の写し』を、申込先に、郵送または持参してください。

選考方法

書類審査や面接試験などにより採用を決定します。

試験日程

申込締切後に試験の日程等を通知します。

採用予定人数、報酬、勤務条件等

次の表の通りです。勤務条件によって、賞与・通勤費の支給や、年次有給休暇・特別休暇の付与があります。

任用期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

条件付き採用期間

初めの 1 カ月は条件付採用となり、成績不良の場合は免職となります。

次年度の任用について

勤務成績による再度の任用制度有

（※機構改革や人員配置の見直しにより、職が廃止になった場合を除く）

社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。

公務災害

市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。

服務規程

勤務の内外で、全体の奉仕者として守らなければならない「服務」が適用されることになります。具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④守秘義務、⑤職務専念義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止といった内容となります。これらの服務規律に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

兼業の取り扱い

パートタイム会計年度任用職員は、原則として兼業することが認められますが、「職務専念義務」や「信用失墜行為の禁止」等の服務規律の適用となるため、それに反する場合は認められません。確認のために、兼業に関し事前の届出が必要となります。

※兼業が認められない場合の例

- ・ 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合など）
- ・ 兼業を行うことで職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ・ 兼業を行うことで本市の信用を損なうおそれがある場合

職 名	募 集 内 容
心理担当支援員	業務内容：こどもの発達支援に伴う個別相談への対応、助言。関係機関への紹介、PCを用いた資料作成・保育施設等の巡回訪問支援など。その他こども家庭センターに関する業務。 応募資格：臨床心理士または公認心理師の資格を有する者であって、実務経験を有する者。 勤務日数：週4日（土・日・祝日・年末年始、月～金曜日のうち1日は休み） 勤務時間：8：30～17：00（休憩45分） 勤務場所：みやま市役所 こども家庭センター 募集人数：1名程度 報酬：月額222,768円程度 選考方法：書類審査、面接 申込先：〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地 みやま市役所 こども家庭センター こども家庭センター係 TEL：0944-64-1566